



たといったような点もあろうかと思ひます。そのため、こうじう点で再度当委員会の御心労をわざらわしましたことはたいへん遺憾に存する次第でございまして、今後は私どもといたしましては、さらに慎重な態度をもつて事に処するようにならわないと、このように考えております。

○最高裁判所長官代理人(長井豊君) 今日の段階に至りますと、六十三国会におきますところの、いわゆる事物管轄の改定に関する法律に付せられました附帯決議の趣旨にかんがみまして、ただいまの御指摘、まことにごもつとの感を深くする次第でござります。ただ、政府の案が一応固まりましてから国会への提出まで一ヶ月ほどの時間を要しておりますと、私どもとしては、法案の作成、提出に所管省として責任をお持ちの法務省当局が、せっかく了解の取りつけに御努力になつていらっしゃいますので、俗なことばで申しますと、待ったをかけるのもいかがかと存じまして、御審議の過程で御心労をわざらわすことになります。十分な了解が述べられまして、再びこのようなことが起りませんように努力いたしたいと存ずる次第でござります。よろしく御了承いただきたいと思ひます。

○亀田得治君 法案の内容について一点だけ聞きます。

それはこの決定、命令の署名捺印を記名捺印にするという点について、重要な決定、命令については運用面で十分注意していくとうな趣旨のことを言われておるわけですが、その点について少し具体的に、どういうふうに運用していくつもりか、御説明してもらいたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理人(瀬戸正二君) 決定、命令と一がいに申しましても、その内容は千差万別でございまして、これを一定の形、たとえば仮処分は署名するといううえに一律に決定するのはいかがかと存ぜられるわけであります。結局、担当裁判官におきまして、事案の内容とこれに關係する当事者の感情、こうじうものを考慮しまし

て、あるものについては署名が適当である、あるものについては記名でよろしく、こうじうぐあいいたしたいと、このように考えております。

○亀田得治君 何かそういうことについて、内部の取り扱い上の規定をつくるなり、何かそういうことはお考えなんでしょうか。そこまでは考えないで、ただ裁判官が集まる、そういう機会に、そういう考え方を説明するというふうに考えておられるのでしょうか。その辺の扱い方をもう少し具体的に御説明願いたいと思います。

○最高裁判所長官代理人(瀬戸正二君) 本法案につきましては、衆議院におきまして、運用上十分注意せよといふ附帯決議がすでに付されておりました。この附帯決議の趣旨を裁判所に十分徹底するとともに、会同等におきまして、こうじうものについては、従来どおり署名がいいのではないかと、こうじうなことを十分に話し合つていただきたいと、こう考えておる次第でござります。

○委員長(阿部憲一君)

ほかに御発言もなければ

ば、本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めます。

○委員長(阿部憲一君) 民法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○亀田得治君 まあ根抵当権の必要性と、うることは、早くから各界から要望されたことでありま

して、今回これが提案をされてきたと、うこと

は、たゞへんけつこうなことだと私も考えておりま

す。これはまあ詳しく述べましたと、い

う専門的な事項にも多岐にわたるわけでありま

すが、この法案の中で特に重要な点ですね、立案

の過程で特に論議になつた点、そういう点をかい

つまんでひとつ説明してほしいと思ひます。この

提案理由の説明なりそういうものは全部詳見して

おりますから、立法の過程において特に問題とその点を規定いたしておりますが、根抵当権を設

なった点、その内容並びに経過ですね、きわめてなまづまんでひとつ明らかにしてほしと思ひます。

○政府委員(川島一郎君) 根抵当の立法過程におきまして問題となりました主要な点につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、根抵当の被担保債権の範囲をどのように定めるかといふ問題がございました。この問題は、根抵当の根本に関する問題でございまして、これをどのように定めるかということによつて、根抵当権全体の構成が変わつてくるといふ点でござります。

それから第三には、優先弁済の限度をどのよう

に定め方との二通りございましたが、この二本立

ての形のまま根抵当立法を行ないますと、非常に

問題が複雑になるということで、委員会では

極力一本にしほりたいといふことであつたわけでござります。

そこで、審議の過程におきましては、この包括根抵当権を担保する、こうじう根抵当権が設定できるといふ、包括根抵当を認めるといふ見解まで出てきましたわけでござります。

そこで、審議の過程におきましては、この包括

根抵当を認めるかどうかと、ういふ点に論議が集中いたしました。これを認めようといふ有力な見解もございましたけれども、一方において、日本弁護士連合会など有力な団体では、根抵当権者の権利が害されるのではないかといふようにおいては

技術の必要な点から、あるいはまた法律関係の簡

明化といふ立場から、債権極度額の定め方一本に

しほることにいたしましたのであります。

それから第四には、設定者の保護として、たと

えば元本の確定請求であるとか、あるいは極度額

の減額請求であるとか、そういう制度を認めたこ

とでござります。これは従来の根抵当においては

必ずしもそのような請求は認められてはなかつた

のであります。今回の立法におきましては、根

抵当権を非常に使いやすい権利として安定した形

で認めるに同時に、その半面におきまして根抵当

権設定者の立場といふものを十分考慮しなければ

ならないといふところから、このような制度を認

めたわけでござります。

それからそのほかには、根抵当権の処分をめぐ

る法律関係あるいは共同根抵当をめぐる法律関係について、從来からいろいろ解釈上の意見の対立がございました。これらの点について明確にいたしました。この点につきましては、技術的な問題でございますので、さして立案の過程において強い反対の意見は見られなかった、このようなことでござります。

○亀田得治君 まあ主要点について概略御説明いたしましたが、この根抵当のほかに、いわゆる譲渡担保とか、代物弁済の仮登記といつたようなものがやはり担保制度の一つとして現実にはたくさん使われているわけですね。根抵当の制度についてこれだけきちんと法制化するのであれば、そういう面についても、もう少しきちんと整備すべきではないかといふふうなことが取り上げられてゐるのかどうか、おるとしたらどういうふうな内容なのか、そういう点について若干御説明を承つておきたいと思います。

○政府委員(川島一郎君) 御指摘のとおり、根抵当並ぶものといたしまして、譲渡担保あるいは代物弁済の仮登記といふふうなもののが現在の不動産取引担保の不動産担保としてひんぱんに利用されております。これらの問題につきましての、判例、学説などにおきましても、いろいろ解釈が分かれております。そういう意味で、根抵当と同じように、法律関係を明確にする必要があるのではないか、こういうことが実際にいわれております。根抵当については、法律化についての研究会が持たれて、そしてその案などが現に発表されております。こういう情勢から考えまして、譲渡担保あるいは代物弁済などの制度につきましては、その立法化的必要があるかどうかといふ点について、われわれとしても検討する必要があります。根抵当といふのは、これは制限物権でございます。それだけに根抵当と所有権との関係、あるいは根抵当権と他の制限物権との関係いろいろ対外的な関係において、問題を生じること

とが多いわけであります。

ところが、譲渡担保、代物弁済、このような問題につきましては、対外的に問題になるというよ

りは、むしろ債権設定者、債務者といった内部関

係において問題を生ずるということが多いわけで

ござりますので、まあ立法の必要性という点から申しますと、根抵当が非常に強く、譲渡担保、代物弁済につきましては、幾分落ちるのではない

か、そういう違ひはござりますけれども、最初に申しあげましたように、いろいろ問題が出ておりますので、今後われわれどいたしましても、これら

の点について十分検討していかなければ、かように

考えておる次第でござります。

○亀田得治君 もう一点事実関係を聞きますが、年間、根抵当の利用ですね。どの程度あるのか、また、譲渡担保なり代物弁済の仮登記、これがどの程度の数になっておるか、何か調べたものがあれば説明を願いたいと思います。

○政府委員(川島一郎君) お手元に、「民法の一

部を改正する法律案参考資料」というものがお配りしてあるかと思ひますが、その六九ページに、「抵当権設定登記件数表」というのがございま

す。これによりますと、昭和四十四年の土地の抵

当権の設定の件数、これが、百二十九万九千四百

二十五件、それから建物の抵当権の設定の件数が

四十三万二千三百九十件、こういうことになつて

おりまして、まあ両方合わせますと、大体百七十

万件余りの抵当権が一年間に設定されてい

ることになります。ところで、このうち根抵当権

がどれくらいあるかといふことでござりますが、それはこの表では区別してございませんので、

五五%から六〇%を占めておる、根抵当権のほ

うが多いわけでござります。したがって、その比

率でいまの数字を概算してみると、大体一年の

間に九十万件から百万件の根抵当権が設定され

おる、こういうことにならうかと思ひます。

○委員長(阿部憲一君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議

ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めます。

○委員長(阿部憲一君) 次に、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○亀田得治君 この法律は、実際の裁判所の管轄権に移動はないのですね。

○政府委員(貞家克巳君) 御質問が非常に技術的にわたりますのでお手元に提出いたした参考資料をどういただきたいと思います。ただいま御指摘のとおり改正法律案の条文だけをごらんいただきますと、確かにその内容が市町村の廢置分合の動きに一致しないという感じがいたすのでございま

すが、ただ、先生御指摘になりましたように、改

正法の条文を本法にはめ込んだものを総合いたし

ますと、ちょうどこの資料の七ページの枚方簡易

裁判所のところでございますが、門真市の次に、

一字をあけまして四条駅市があつて、その下に、

一字あけまして北河内郡と、こう統くことになる

わけござります。なぜこういう形式をとつて

いるかといふことでござりますが、これは非常に、

一種の約束事と申しますか、しきたりと申します

か、この法律の別表の改正の仕方として、従来そ

ういう仕方をしてきたわけでござります。原則

は、まず第一に、市がまいりまして、次に郡がく

る、そして、あとから市を入れます場合には、そ

の市の最後のところへ入れると、こういうことに

なるわけでございまして、しかも、そういう場合

に、間に入るわけでござりますが、その場合には、そ

は、その上にあつたものを引き合いで出して、

市に変えるというような言い方は、一つの市が二

つに割れるというような場合に、初めて使われる

わけですが、ただその門真市を、門真市と四条駅

市を挿入するというふうにやはりやるべきじ

ないかと思うんですが、その点どうなんですか

か。佐野簡易裁判所の場合でも、「泉佐野市」となつてゐるのを「泉佐野市泉南市」というふうに変更する。こうなつてゐるのですが、泉佐野市的一部が泉南市になつたわけじゃないのですね、一部が泉南郡の一部が泉南市になつたわけですね、事実は。だからこの法律の原案は同じなんですが、改正のしかたとしてはちよとおかしいんじやないかと普通のことばに比べて思うのですねが、どうなんですか。裁判所といふのはいつもこういうしきたりできているのですか。いままで私たまたま見たらそういうことを奇異に感じたのでお聞きしてくるのですが、どうですか。

○政府委員(貞家克巳君) 御質問が非常に技術的にわたりますのでお手元に提出いたした参考資料をどういただきたいと思います。ただいま御指摘のとおり改正法律案の条文だけをごらんいただきますと、確かにその内容が市町村の廢置分合の動きに一致しないといふ感じがいたすのでございま

すが、ただ、先生御指摘になりましたように、改

正法の条文を本法にはめ込んだものを総合いたし

ますと、ちょうどこの資料の七ページの枚方簡易

裁判所のところでございますが、門真市の次に、

一字をあけまして四条駅市があつて、その下に、

一字あけまして北河内郡と、こう統くことになる

わけござります。なぜこういう形式をとつて

いるかといふことでござりますが、これは非常に、

一種の約束事と申しますか、しきたりと申します

か、この法律の別表の改正の仕方として、従来そ

ういう仕方をしてきたわけでござります。原則

は、まず第一に、市がまいりまして、次に郡がく

る、そして、あとから市を入れます場合には、そ

は、その上にあつたものを引き合いで出して、

市に変えるというような言い方は、一つの市が二

つに割れるというような場合に、初めて使われる

わけですが、ただその門真市を、門真市と四条駅

市を挿入するというふうにやはりやるべきじ

ないかと思うんですが、その点どうなんですか

か。佐野簡易裁判所の場合でも、「泉佐野市」と

なつてゐるのを「泉佐野市泉南市」というふうに

変更する。こうなつてゐるのですが、泉佐野市的一部が泉南市になつたわけじゃないのですね、一部が泉南郡の一部が泉南市になつたわけですね、事実は。だからこの法律の原案は同じなんですが、改正のしかたとしてはちよとおかしいんじやないかと普通のことばに比べて思うのですねが、どうなんですか。裁判所といふのはいつもこういうしきたりできているのですか。いままで私たまたま見たらそういうことを奇異に感じたのでお聞きしてくるのですが、どうですか。

○政府委員(貞家克巳君) お手元に、「民法の一

部を改正する法律案参考資料」というものがお配

りしてあるかと思ひますが、その六九ページに、

「抵当権設定登記件数表」というのがございま

す。これによりますと、昭和四十四年の土地の抵

当権の設定の件数、これが、百二十九万九千四百

二十五件、それから建物の抵当権の設定の件数が

四十三万二千三百九十件、こういうことになつて

おりまして、まあ両方合わせますと、大体百七十

万件余りの抵当権が一年間に設定されてい

ることになります。ところで、このうち根抵当権

がどれくらいあるかといふことでござりますが、それはこの表では区別してございませんので、

五五%から六〇%を占めておる、根抵当権のほ

うが多いわけでござります。したがって、その比

率でいまの数字を概算してみると、大体一年の

間に九十万件から百万件の根抵当権が設定され

おる、こういうことにならうかと思ひます。

○委員長(阿部憲一君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議

ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(阿部憲一君) お手元に、「民法の一

部を改正する法律案参考資料」というものがお配

りしてあるかと思ひますが、その六九ページに、

「抵当権設定登記件数表」というのがございま

す。これによりますと、昭和四十四年の土地の抵

当権の設定の件数、これが、百二十九万九千四百

二十五件、それから建物の抵当権の設定の件数が

四十三万二千三百九十件、こういうことになつて

おりまして、まあ両方合わせますと、大体百七十

万件余りの抵当権が一年間に設定されてい

ることになります。ところで、このうち根抵当権

がどれくらいあるかといふことでござりますが、それはこの表では区別してございませんので、

五五%から六〇%を占めておる、根抵当権のほ

うが多いわけでござります。したがって、その比

率でいまの数字を概算してみると、大体一年の

間に九十万件から百万件の根抵当権が設定され

おる、こういうことにならうかと思ひます。

字あかなくなるといふ非常に技術的な問題がござります。それなら北河内郡を引き合いで出して、「北河内郡」を「四条畷市北河内郡」に改める、その間に一字あければいいではないかというのも、確かに言えるわけでございますが、一般にそういう形式をとつておりませんでした。普通の法律の条文におきましても、下のものを引き合いで出すということはあまりやつていないのでございまして。それに、まあ本件は、何もそしめたやかましいことを言わぬいでも、そのほうがプロセスに合うではないかといふことも言えるのでございますが、改正法を常にそういった実態の動きに合わせるといふようにつとめましても、非常に複雑な配置分合等の場合がございます。方々から集まつてきて一つの市になる、町になるというような場合もござりますし、そのほかいろいろな形態が考えられるわけでございますが、そういった場合には、必ずしもプロセスを忠実に表現するといふことは、技術的に非常に困難な場合があるわけでございまして、まあ從来からそういうやり方をとつてゐるわけでござります。しかし、これは何もこうでなければならぬいといふ問題ではございません。全く技術的な問題でござります。この点は立法技術の問題でござりますから、今後、法制局とも相談をいたしまして、なるべくわかりやすい表現にするといふような努力を続けたいと思うわけでござります。

○亀田得治君 従来やってこられたようですが、私も何十年来、たびたびこの種法案を見て、気がつかなかつたらしくなのですが、しかし、よく考えてみると、ちよつとおかしいんだな。だから、まあ一ぺん研究してみてください。

○委員長(阿部憲一君) 他に御発言もなければ、本件に対する質疑は終局したものと認めて御異議ござりませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めます。

○委員長(阿部憲一君) 民事訴訟法等の一部を改正する法律案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に認めで御異議ござりませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めます。それがこれより採決に入ります。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めます。民事訴訟法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(阿部憲一君) 全会一致と認めます。民事訴訟法等の一部を改正する法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(阿部憲一君) 全会一致と認めます。改正する法律案に対し、自民・社会・公明の三派共同提案による附帯決議案が提出されておりますので、これを議題とし、便宜私から案文を朗読いたします。

第六十三回国会における裁判所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議第一項の趣旨にかかるがみ、本法律案の提出経過において意見調整に不充分な点があつた。よって今後再びそのような事のないよう留意すべきである。

右決議する。

それでは、本決議案の採決を行ないます。

ただいまの附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(阿部憲一君) 全会一致と認めます。議とすることに決定いたしました。

この際、植木法務大臣から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○國務大臣(植木庚子郎君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を承りました、今後とも、この御趣旨の実現につとめます。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認め、さよ

めたいと存じます。

う決定いたします。

○委員長(阿部憲一君) 繼続調査要求に關する件についておはかりいたします。

検察及び裁判の運営等に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしましたと存じますが、御異議ござりませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ござりませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十九分散会

五月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、出入国管理法案に関する請願(第三三六一一号)(第三三六二号)(第三三六四号)(第三三六五号)(第三三六六号)(第三三六七号)(第三三六八号)(第三三六九号)(第三三七〇号)(第三三七一号)(第三三七二号)(第三三七三号)(第三三七四号)(第三三七五号)(第三三七六号)(第三三七七号)(第三三七八号)(第三三七九号)(第三三八〇号)(第三三八一号)(第三三八二号)(第三三八三号)(第三三八四号)(第三三八五号)(第三三八六号)(第三三八七号)(第三三八八号)(第三三八九号)(第三三九〇号)(第三三九一号)(第三三九二号)(第三三九三号)(第三三九四号)(第三三九五号)(第三三九六号)(第三三九七号)(第三三九八号)(第三三九九号)(第三四〇〇号)(第三四〇一号)(第三四〇二号)(第三四〇三号)(第三四〇四号)(第三四〇五号)(第三四〇六号)(第三四〇七号)(第三四〇八号)(第三四〇九号)(第三四一〇号)

三六号)(第四〇三七号)

第三三六二号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願

請願者 東京都板橋区桜川二ノ二五ノ一  
三 許瓊美外百名

「出入国管理法案」を成立させないよう適切な措置  
を講ぜられたい。

理由

一、本法案は、在日朝鮮公民の基本的人権と民主主義的民族権利の擁護と祖国の自主的平和統一をめざす活動を抑圧し、不当な調査や検挙、拘禁をし、裁判をうける権利すら奪い、大量に強制追放を図ることをそのねらいとしている。  
二、日本政府が、本法案を成立させ、在日朝鮮公民に対し、迫害と弾圧を図ろうとする態度は絶対に容認できない。  
三、広範にわたる日本国民も、本法案が平和と民主主義を脅かし、日本国民の人権侵害につながるものであるとして、その立法化に強く反対している。

第三三六三号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願  
請願者 東京都足立区本木町一ノ一、一二  
紹介議員 阿具根 登君  
この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三六四号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願  
請願者 東京都大田区池上六ノ四四ノ七  
紹介議員 秋山 長造君  
この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三六五号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願  
請願者 鄭判用外百名  
紹介議員 岡 三郎君  
この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

出入国管理法案反対に関する請願  
請願者 東京都豊島区西池袋五ノ一二ノ  
七 文啓守外百名

第三三七一号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願  
請願者 東京都江戸川区松江五ノ二六ノ一  
四 李成烈外九十九名

第三三七二号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願  
請願者 東京都北区堀船町二ノ一六ノ一  
三 権悦子外九十九名

第三三七三号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願  
請願者 東京都豊島区池袋二ノ一〇五  
一 李東源外九十九名

第三三七四号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願  
請願者 東京都北区岸町一ノ九ノ一六 李  
益雨外九十九名

第三三七五号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願  
請願者 埼玉県熊谷市本町一ノ二、八三  
八 吳公達外九十九名

第三三七六号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願  
請願者 木村禧八郎君  
紹介議員 藤田 進君  
この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三七七号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願  
請願者 東京都新宿区神楽坂六ノ二二 曹  
姜昇秀外四十九名

第三三七八号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願  
請願者 東京都台東区浅草四ノ二四ノ七  
崔貞順外四十九名

第三三七九号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願  
請願者 東京都世田谷区鎌田町九七ノ三  
白漢基外百名

第三三八〇号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願  
請願者 東京都豊島区東池袋一ノ一四ノ  
六 朴在辰外九十九名

第三三八一号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願  
請願者 茨城県西茨城郡友部町 金信雄外  
九十九名

第三三八二号 昭和四十六年五月十一日受理  
出入国管理法案反対に関する請願  
請願者 茨城県西茨城郡友部町 金信雄外  
九十九名

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

請願者 東京都世田谷区鎌田町九七ノ三  
白漢基外百名  
紹介議員 北村 謙君  
この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

請願者 東京都北区赤羽西三ノ九ノ二四  
姜昇秀外四十九名  
紹介議員 西村 関一君  
この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

請願者 東京都台東区浅草四ノ二四ノ七  
崔貞順外四十九名  
紹介議員 野上 元君  
この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

請願者 東京都新宿区神楽坂六ノ二二 曹  
姜昇秀外四十九名  
紹介議員 羽生 三七君  
この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

請願者 東京都豊島区東池袋一ノ一四ノ  
六 朴在辰外九十九名  
紹介議員 林 虎雄君  
この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

請願者 茨城県西茨城郡友部町 金信雄外  
九十九名  
紹介議員 藤田 進君  
この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第三三八二号 昭和四十六年五月十一日受理 出入国管理法案反対に関する請願 請願者 東京都荒川区荒川二ノ一三ノ一 紹介議員 藤原道子君 ○ 宋恵子外四十九名 この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。
第三三八三号 昭和四六年五月十一日受理 出入国管理法案反対に関する請願 請願者 埼玉県桶川市寿一ノ一〇ノ七 李成順外九十九名 紹介議員 前川旦君 この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。
第三三八四号 昭和四六年五月十一日受理 出入国管理法案反対に関する請願 請願者 東京都足立区西新井本町一ノ一九 紹介議員 松井誠君 この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。
第三三八五号 昭和四六年五月十一日受理 出入国管理法案反対に関する請願 請願者 東京都文京区根津二ノ三三ノ九 紹介議員 松澤兼人君 この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。
第三三八六号 昭和四六年五月十一日受理 出入国管理法案反対に関する請願 請願者 横浜市西区藤棚町一ノ一一八 朴圭会外九十九名 紹介議員 松永忠二君 この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。
第三三八七号 昭和四六年五月十一日受理 出入国管理法案反対に関する請願 請願者 茨城県那珂郡那珂町大字額田一、三五三ノ三 李竜男外九十九名 この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。
第三三九号 昭和四十六年五月十一日受理 出入国管理法案反対に関する請願 請願者 東京都足立区千住大川町四四ノ九 金貴順外九十九名 紹介議員 松本英一君 この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。
第三三九号 昭和四十六年五月十一日受理 出入国管理法案反対に関する請願 請願者 千葉県木更津市高砂一ノ二二ノ一 八李永銀外九十九名 紹介議員 松本賢一君 この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。
第三三九号 昭和四六年五月十一日受理 出入国管理法案反対に関する請願 請願者 神奈川県川崎市東渡田三五四宋匡惠外九十九名 紹介議員 村田秀三君 この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。
第三三九号 昭和四六年五月十一日受理 出入国管理法案反対に関する請願 請願者 吳昌洗外九十九名 紹介議員 森勝治君 この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。
第三三九号 昭和四六年五月十一日受理 出入国管理法案反対に関する請願 請願者 東京都荒川区荒川二ノ一六ノ二 紹介議員 山崎昇君 この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。
第三三九号 昭和四六年五月十一日受理 出入国管理法案反対に関する請願 請願者 瑛麥外百六名 紹介議員 山崎昇君 この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。
第三三九号 昭和四六年五月十一日受理 出入国管理法案反対に関する請願 請願者 東京都府中市西府町二ノ三一丁 紹介議員 坂口昇君 この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。
第三三九号 昭和四六年五月十一日受理 出入国管理法案反対に関する請願 請願者 九十九名 紹介議員 山本伊三郎君 この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。
第三三九号 昭和四六年五月十一日受理 出入国管理法案反対に関する請願 請願者 東京都板橋区相生町二三 朴明外 紹介議員 一崔辰男外九十九名 この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。
第三三九号 昭和四六年五月十一日受理 出入国管理法案反対に関する請願 請願者 外九十九名 紹介議員 大和与一君 この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。
第三三九号 昭和四六年五月十一日受理 出入国管理法案反対に関する請願 請願者 栃木県大田原市山の手一尹連任 紹介議員 鄭靜子外九十九名 この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。
第三三九号 昭和四六年五月十一日受理 出入国管理法案反対に関する請願 請願者 春日正一君 紹介議員 一村上八重子外九十九名 この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。
第三三九号 昭和四六年五月十一日受理 出入国管理法案反対に関する請願 請願者 埼玉県深谷市原郷三〇五金正子 紹介議員 春日正一君 この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。
第三三九号 昭和四六年五月十一日受理 出入国管理法案反対に関する請願 請願者 横川正市君 化外九十九名 紹介議員 森中守義君 この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。
第三三九号 昭和四六年五月十一日受理 出入国管理法案反対に関する請願 請願者 東京都板橋区大山東町二一 安春 紹介議員 横川正市君 この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

請願者 東京都大田区南六郷二ノ二〇ノ

四 申音達

この請願の趣旨は、第三三六一號と同じである。

第四〇三六号 昭和四十六年五月十五日受理  
出入国管理法案反対に関する請願

請願者 東京都葛飾区金町五ノ二四ノ二

姜哲夫外二十九名

紹介議員 松下 正寿君

この請願の趣旨は、第三三六一號と同じである。

第四〇三七号 昭和四十六年五月十五日受理  
出入国管理法案反対に関する請願

請願者 山梨県甲府市飯田町二丁目 南景

麥外二十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三三六一號と同じである。

昭和四十六年六月十二日印刷

昭和四十六年六月十四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局